

第 1 6 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和6年11月14日開会

令和6年11月14日閉会

米沢市農業委員会

令和6年11月14日（木）午前9時30分 米沢市農業委員会第16回定例総会を米沢市役所 庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番 小関善隆 委員	8 番 樋渡由美 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員
2 番 我彦正福 委員	9 番 高山古典 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
3 番 山王堂民榮 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
4 番 佐藤政和 委員	1 1 番 江口益美 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 2 番 橋本政美 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員
6 番 木村彰博 委員	1 3 番 古畑功一 委員	
7 番 鈴木和義 委員	1 4 番 佐藤利夫 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（7名）

事 務 局 長	柴 倉 和 典
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	丸 田 淳
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	片 山 紀 子
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号 非農地証明の報告について

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第4号 農用地利用集積計画について

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 これより第16回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を17番 伊藤俊浩委員のご発声にて
よろしくお願いいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

昨日の県農業委員会の大会、大変ご苦労さまでございます。

石破内閣の第2次内閣としまして、農林水産大臣に江藤拓農林水産大臣、
宮崎県出身でありますけれども、就いたと。今までの副大臣、地元の鈴木憲
和議員については復興副大臣になったということであります。江藤農林水産
大臣については、前にも大臣をしたことがある人であります。今回なったこ
とについては、抱負といいますか、その中で、とにかくこれから5年間は、
食料・農業・農村基本法の実行計画をつくるわけでありますけれども、それ
を実現するために5年間は大事な期間だということで、予算の増額、そして
5年水張についても何らかの見直しをしたいということも言っておったよう
であります。だから、どういうふうになるか分からないけれども、そういう
ことにも触れておったということは何らかの、変わるかどうかあれですけれ
ども、何かアクションがあるんじゃないかなと思ったところであります。

あともう一つですけれども、米の生産、来年度生産するということでいろ
んなアンケート取ったのが出ておりますけれども、7割の人が現状維持の作
付をしたいと。増やすというのはあまりなかったようであります。今後はや
っぱり需給のバランスが崩れると米価にも影響して、また値段が下がって
くるんじゃないかなという危機感の表れだと思ったところであります。

本日はひとつよろしくお願いしたいと思います。

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第
4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進
行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はあり
ませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第
16回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、14番 佐藤利夫委員、15番 長谷部吉雄
委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はありません。

議 長

ないようなので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号20号から22号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田5筆 1, 878.00㎡、畑7筆 1, 454.00㎡、合計12筆 3, 332.00㎡です。

受理番号20号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田、畑から原野への転用です。転用年月日は、平成15年頃より前です。申請理由は、平成15年頃には既に耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号21号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和62年頃です。申請理由は、昭和62年9月28日付で農地法第5条の許可が出ており、非農地化しているためです。

受理番号22号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種への転用です。転用年月日は、平成13年頃です。申請理由は、平成13年頃より通路等で利用しており、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査

(挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号30号から32号の計3件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田のみ10筆 21, 529.00㎡、合計10筆 21, 529.00㎡です。

受理番号30号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号29号の計1件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田のみ1筆 1, 961.00㎡、合計1筆 1, 961.00㎡です。

受理番号29号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。
 それでは、受理番号２９号を上程いたします。

１０番 (遠藤伊一委員 挙手)

議 長 １０番遠藤委員。

１０番 １０番遠藤です。私から、議第２号の２９号の調査報告をいたします。
 申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりであります。調査は１
 １月２日、現地確認と、△△△△さんよりお話を伺いました。この案件は、
 先ほど報告ありましたが、売買の案件であります。場所については上郷小学
 校の北側に位置しておりまして、今現在、渡人の〇〇〇〇さんが大豆を栽培
 しておりますが、受人の△△△△さんは、来年は転作でなくて水田に戻した
 いという意向で売買をしたいということでありましたので、問題はないと思
 っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 それでは、ただいまの受理番号２９号について、意見並びに質問はありま
 せんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号２９号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第２号 農地法第３条第１項の規定による許可申請に
 ついて、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、を
 議題といたします。
 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について。下記の土
 地について、農地法第５条第１項の規定による許可申請がありましたので、
 その可否を求めるため委員会に付議します。
 受理番号２０号から２３号の計４件で、申請がありました地目別の筆数及
 び地積は、田２筆 ２９２．００㎡、畑２筆 １８３．００㎡、合計４筆
 ４７５．００㎡です。
 受理番号２０号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積に
 つきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こ
 ちらは集落接続の２種農地です。
 受理番号２１号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積に
 つきましては記載のとおりです。転用事由は農地の一時転用（現場事務所等）
 のためです。こちらは一時転用の農振農用地です。

受理番号２２号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は通路の造成のためです。こちらは集落接続の２種農地です。

受理番号２３号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは集落接続の１種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号２０号から２３号を上程いたします。２０号から。

6 番 (木村彰博委員 挙手)

議 長 木村委員。

6 番 ６番の木村です。受理番号２０号についてですが、小関会長の担当ですが代わってご報告いたします。

農地を転用する申請です。申請人等必要事項につきましては、議案書に記載のとおりでございます。場所につきましては、窪田にある佐川急便の南側になります。申請人は親子関係で、現在実家に居住していますが、家族も増え手狭になったため、申請地の所有権を移転し、娘さんの△△さんが申請地に住宅を新築するそうです。小関会長からは問題ないということでありましたので、ご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、２１号。

1 9 番 (桐澤林右衛門委員 挙手)

議 長 桐澤委員。

1 9 番 １９番桐澤です。１１月５日に現地確認、あと工事責任者に会い、説明を受けてきました。内容は、山形県発注の米沢地区の水利施設整備事業工事のため、施工場所の近隣に現場事務所及び仮設トイレを設置する適当な場所がないために、この○○さんの農地を借りるということで、農地の一時転用の案件です。申請人、土地の表示は記載のとおりです。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 続いて、２２号。

1 0 番 (遠藤伊一委員 挙手)

議 長 １０番遠藤委員。

1 0 番 １０番遠藤です。私から議案第３号の２２号と２３号の調査報告をいたします。

最初に２２号から報告します。受人、渡人は記載のとおりで間違いありませんが、渡人、○○○○さんという方、住所が大字三沢となっていますが、

△△病院に今入院をしております、もともと大字木和田鴨谷地というところで上郷小学校の北側に住んでおられました。その農地付きの宅地を△△△△さんという方が購入をして、現在ブリーダーの職に就いております、そこで個人として頑張っていきたいということで、購入した農地の一部を仕事する上での進路を造りたいということで、今回転用の申入れがあった案件でありまして、問題ないと思います。

続いて、２３号であります。貸人、借人、記載のとおりであります。場所については、大字長手の押出地区の、自宅の隣の土地であります、名義が母親の〇〇〇〇さんとなっており、今、△△△△さんは同居しているわけですが、自宅の敷地内に住宅を建てたいということでの転用の申請でありまして、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまの受理番号２０号から２３号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号２０号から２３号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第４号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任 議第４号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により委員会に付議します。

受理番号１号から４号の計４件です。内訳は、新規の貸借権の設定が３件、貸借権の再設定が１件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田３３筆 ３２，７８９．００㎡、畑１筆 １，０１３．００㎡、合計３４筆 ３３，８０２．００㎡です。

受理番号１号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の貸借権の設定です。

受理番号２号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の貸借権の設定です。

受理番号３号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の貸借権の設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号1号から4号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移りますが、皆様から何かご発言等ございませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第16回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前9時50分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年11月14日（木）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

佐藤 利夫

議事録署名委員

長谷部 吉雄